マイナンバー(個人番号)カード 利用のご案内

1 マイナンバーカードの利用と取扱い

- ② マイナンバーカードは、社会保障分野や税分野等における個人番号の提示が必要な場面で、国の 行政機関や地方公共団体、健康保険組合、勤務先、金融機関などに対し、個人番号と身元を証明 する書類としてご利用できます。
- ◎ マイナンバーカードは、顔写真付きの身分証明書としても広くご活用できます。その際、表面は、 所有者が同意する場合には誰でもコピーすることが可能です。一方、裏面に記載されている個人 番号については、国の行政機関や地方公共団体、健康保険組合、勤務先、金融機関の場合に限り コピーが許されていることに留意してください。なお、個人番号カードの券面情報のうち、個人 番号や臓器提供意思表示欄等を一見して見えなくするようなカードケースをお配りしています ので、ご活用ください。

2 コンビニ交付について

- ◎ 取得できる証明書
 - 住民票の写し (除票、住民票コード入りは発行できません)、印鑑登録証明書
- ◎ 必要なもの
 - •マイナンバーカード(利用者証明用電子証明書が搭載されているもの)
 - ・マイナンバーカードの暗証番号(利用者証明用電子証明書暗証番号 数字4桁)
 - 発行手数料 一通 300 円
- ◎ 利用可能時間
 - 毎日午前6時30分から午後11時までご利用いただけます。
 - ※システムメンテナンス時は、利用時間が変更となる場合があります。
- ◎ 利用可能場所
 - ・お住いの市区町村に関わらず、全国どこでも最寄りのコンビニエンスストア等に 設置されているキオスク端末(マルチコピー機)より証明書が取得できます。
 - 利用できる店舗情報はQRコードから確認できます。 こちらを確認下さい ■



- ◎ 注意事項
 - ・誤って異なる証明書を発行した場合は、返金や交換はできません。
 - •3回連続で暗証番号を間違えてロックがかかった方、暗証番号を忘れた方は、マイナンバーカードを持参のうえ、ご本人が住民票のある市区町村の窓口へお越しください。
- ・マイナンバーカード交付、利用者証明用電子証明書発行直後は利用できない期間があります。 ※弥彦村役場住民課で印鑑登録証明書を取得する際は、今までどおり印鑑登録証が必要です。

3 マイナンバーカードの管理と暗証番号の取扱い

- ◎ マイナンバーカードは紛失、盗難等のないよう大切に取り扱ってください。
- ◎ マイナンバーカードに設定した暗証番号は他人に知られないように十分注意してください。市 区町村の窓口で配布した「設定暗証番号記載票」は、大切に保管してください。なお、暗証番号 を忘れた場合、住民票のある市区町村の窓口で本人確認を行ったうえで、再度設定していただく 必要があります。

4 引越等に伴うマイナンバーカードの券面情報の変更

◎ 引越しや婚姻等でマイナンバーカードの券面記載事項が変更となった場合、転入届や婚姻届等の 提出に併せて、マイナンバーカードを市区町村の窓口にお持ちください。新たな住所や氏名等を 追記欄に記載します。変更手続きには、マイナンバーカードに設定された暗証番号が必要になり ます。

5 マイナンバーカードの有効期間

- ◎ 18歳以上の方は発行日後10回目の誕生日まで、18歳未満の方は発行日後5回目の誕生日までとなります。マイナンバーカードの更新は、有効期間内に申請が必要です。有効期間の満了の3ヶ月前より、住民票のある市区町村の窓口で申請できます。
- ※令和4年3月31日以前にマイナンバーカードを申請した方は18歳を20歳とお読替ください。

6 マイナンバーカード紛失等の場合

- ② マイナンバーカードを無くした場合には、直ちに以下の電話番号(紛失等の場合には 365 日 24 時間対応)に連絡し、マイナンバーカードの電子証明書等の機能の一時停止を行って下さい。 併せて住民票のある市区町村の窓口に紛失等の届出を行って下さい。
 - マイナンバー総合フリーダイヤル(無料)0120-95-0178
 - ・個人番号カードコールセンター (有料) 0570-783-578

(繋がらない場合には050-3818-1250)

なお、マイナンバーカード機能の一時停止後にカードが見つかった場合、住民票のある市区町村 の窓口で一時停止の解除を行えます。

◎ マイナンバーカードを紛失等し、または著しく損傷した結果、カードの再交付を希望する場合には、住民票のある市区町村の窓口で再交付の申請を行っていただく必要があります。その際、紛失の場合は警察署等から出される遺失届を、焼失の場合は消防署等から出される罹災届をお持ちください。また、著しく損傷したマイナンバーカードについては、住民票のある市区町村の窓口までお持ちください。なお、紛失等に伴う再交付の際には手数料(マイナンバーカード 800円・電子証明書 200円)がかかります。

7 その他

- マイナンバーカードの利用に関する情報については、以下のサイトをご参照ください。
 - 総務省 マイナンバー制度とマイナンバーカード http://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/
 - 地方公共団体情報システム機構 マイナンバーカード総合サイト http://www.kojinbango-card.go.jp/index.html

|8 市区町村問合せ窓口

弥彦村役場 住民福祉部 住民課電話0256-94-3132

電子証明書 利用のご案内

※ マイナンバーカードの I Cチップの中に電子証明書(「署名用電子証明書」及び「利用者証明用電子証明書」)を搭載されている場合には以下をご参照ください。

|1 電子証明書の利用

- ◎ 署名用電子証明書は、インターネット等で電子文書を作成・送信する際に利用します (例 e-Tax 等の税の電子申請など)。暗証番号はアルファベット大文字と数字を組み合わせて6~16 桁です。
- ◎ 利用者証明用電子証明書は、インターネットサイトやコンビニ等の端末等にログインする際に利用します(例 マイナポータルへのログイン、コンビニでの公的な証明書の交付など)。暗証番号は数字4桁です。
- ◎ 電子証明書をご自宅のパソコンから利用する際には、公的個人認証サービスポータルサイト http://www.jpki.go.jp/ を参照ください。

2 暗証番号の変更等

- ◎ 電子証明書は、マイナンバーカードを I Cカードリーダライタにセットし、予め設定した暗証番号を入力することで利用できます。暗証番号については、定期的に変更することをお勧めします。
- ◎ 署名用電子証明書の場合は5回、利用者証明用電子証明書の場合は3回、暗証番号を連続して 誤ると電子証明書が利用できなくなりますので、注意して下さい。ロックの解除は住民票のある 市区町村の窓口に申請する必要があります。

|3 署名用電子証明書の引越等に伴う失効

◎ 引越しや婚姻等により氏名、住所等に変更が生じた場合、署名用電子証明書は記載事項に変更が生じることから自動的に失効します。転入届や婚姻届等の提出の際に併せて、新しい署名用電子証明書の発行手続を行ってください。発行手続きの際には、設定された暗証番号が必要になります。なお、利用者証明用電子証明書は、氏名、住所等を記載事項としないことから引越しや婚姻等によっても失効しません。

|4 電子証明書の有効期間と更新

- ◎ 電子証明書の有効期間は、原則として発行の日後5回目の誕生日までとなります。ただし、マイナンバーカードの有効期間が満了した場合、電子証明書の有効期間も切れることになります。なお、有効期間についてはカードの表面に記載する欄がありますので、お忘れにならないようにご自身でご記入いただくか市区町村の職員に記入をご依頼ください。
- ◎ 電子証明書は、有効期間の満了の3ヶ月前より更新を行うことができます。住民票のある 市区町村の窓口で申請して下さい。

5 電子証明書の自発的な利用取りやめ又は一時保留後の失効

◎ 電子証明書の利用取りやめをご希望される場合及び一時保留後の失効をご希望される場合には、 電子証明書の失効を住民票のある市区町村の窓口等で申請してください。

6 その他

◎ 電子証明書の利用に関する情報は、公的個人認証サービスポータルサイト http://www.jpki.go.jp/ に掲載してありますので、ご参照ください。

7 市区町村問合せ窓口

弥彦村役場 住民福祉部 住民課電話0256-94-3132